

☎ 財産活用室(☎65-1717)

## 先着順で市有地を売却します

民間の専門的な情報や手法を活用し未利用財産の売却を推進するため、滋賀県湖北不動産事業協同組合の協力を得て、随時募集(先着順)で市有地を売却します。  
※随時募集(先着順)とは、市があらかじめ定めた売却価格で最初に申し込んだ人を買受人に決定する方法です。

【募集期間】 11月20日(月)～平成30年1月31日(水)

【申込み】 申込書を直接担当課まで。

※申込書は担当課と北部振興局地域振興課、各支所、滋賀県湖北不動産事業協同組合にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。  
※物件は市ホームページで見ることができます。

### 問合せ

#### 物件について

滋賀県湖北不動産事業協同組合

☎64-1800

#### 申込について

財産活用室<本庁舎4階>

☎65-1717



物件番号	所在地	地目	面積	売却価格
1	東上坂町字野神1533番7	宅地	179.58㎡	2,083,000円
2	長田町100番	宅地	264.12㎡	2,240,000円
3	西浅井町大浦字狐田2445番5	宅地	344.58㎡	5,340,000円

## 長浜市立湖北病院職員を募集します(平成30年4月1日採用予定)

職種	採用予定人員	受験資格
理学療法士	若干人	次のいずれにも該当する人 ○昭和62年4月2日以降に生まれた人 ○理学療法士および作業療法士法による理学療法士の免許を有する人(平成30年7月末日までに免許取得見込みの人を含む) ○市内または近接地に居住できる人
作業療法士		次のいずれにも該当する人 ○昭和62年4月2日以降に生まれた人 ○理学療法士および作業療法士法による作業療法士の免許を有する人(平成30年7月末日までに免許取得見込みの人を含む) ○市内または近接地に居住できる人
言語聴覚士		次のいずれにも該当する人 ○昭和62年4月2日以降に生まれた人 ○言語聴覚士法による言語聴覚士の免許を有する人(平成30年7月末日までに免許取得見込みの人を含む) ○市内または近接地に居住できる人

■第1次試験日 平成30年1月13日(土) ■申込受付期限 12月22日(金) 当日消印有効

■試験会場 長浜市立湖北病院

受験申込書は担当課にあります。また、病院ホームページからダウンロードすることもできます。

受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「○○職受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角型2号・120円切手貼付・宛先・郵便番号明記)を同封して、右記まで送付してください。

### 問合せ・申込先

長浜市病院事業職員選考委員会  
(長浜市立湖北病院事務局管理課内)  
〒529-0493 木之本町黒田1221  
☎82-6143

## 情報をお寄せください

☎ 高齢福祉介護課(☎65-7789)

お年寄りやしょうがいのある人など、自力で雪下ろしを行うことが困難な人に、雪下ろし事業者や団体等を紹介できるような、次の情報を募集しています。対応できる事業者や団体、またはその情報をお持ちの人はお知らせください。

### 【募集情報】

屋根の雪下ろし作業を行う事業者、除雪グループ、個人ボランティア団体

- ①事業者名(団体名)
- ②代表者名
- ③住所
- ④電話番号
- ⑤作業単価
- ⑥対象区域



11月30日(木)までに、電話かFAXまたはメールで左記まで。

※集中募集期間終了後も、随時募集します。

### 受付・連絡先

高齢福祉介護課(本庁舎1階)

☎65-7789

☎64-1437

✉ kourei-kaigo@city.nagahama.lg.jp

## 市税等の納付は納期限内に

☎ 税務課(☎65-6500)

市税や国民健康保険料は、期間内に納付の確認ができない人に対して、納期限から20日以内に督促状を送付しています。

納付の確認には3日から1週間程度かかるため、納期限を過ぎて納付された場合、行き違いで督促状が発送されることがありますので、納期限内の納付をお願いします。

## 11月30日は「年金の日」です

☎ 彦根年金事務所お客様相談室(☎0749-23-1111)

厚生労働省では、平成26年度から11月30日を「年金の日」としています。

年金記録や将来の受給見込額を確認し、今後の生活設計について考えてみませんか。

インターネットサービス「ねんきんネット」では、いつでも年金記録を確認できるほか、将来の受給見込額について様々なパターンの試算をすることができま

す。詳しくは日本年金機構のホームページでご覧いただくか、電話で彦根年金事務所までお問い合わせください。

## 長浜市じんけん連続講座を開催しています

☎ 人権施策推進課(☎65-6560)

人権問題は重要で、避けて通ることはできません。難しい課題もありますが、そうした課題・問題を深く考える機会として開催している講座です。一人ひとりが考え、解決するために行動することを目指しています。

### 第5回

『知的しょうがい・発達しょうがいを理解するために』  
〜相模原殺傷事件から考えるしょうがいの者の人権〜

【講師】(公社)滋賀県手をつなぐ育成会  
理事長 崎山美智子氏

【とき】12月1日(金) 18時～19時10分  
【ところ】市役所本庁舎1階多目的ルーム

滋賀県手をつなぐ育成会は、知的しょうがいのある人とその家族や関係者(支援者)で活動されています。しょうがいのある人が豊かに暮らせる社会について、経験や日ごろ感じていることをお話しいたします。

※対象は市内在住または在勤の人で、参加無料、申込不要です。直接会場にお越しください。

※講座は全6回の予定ですが、参加できる回のみ参加も可能です。



▲前回の講座の様子